令和７年度　第１回静岡県環境審議会地下水部会　会議録

日　　時	令和７年９月 16 日（火）午前 10 時から午前 11 時 45 分まで
場　　所	県庁別館２階第３会議室Ｂ
出 席 者 職・氏名	**委　員**（敬称略、五十音順）（８名）　　◎は部会長 木村 浩之、佐藤 弘和、塩沢 秀明、外山 昭廣、日向 孝夫、◎藤川 格司、松本 健作、山本 早苗 **事務局**（県側出席者）（８名） くらし・環境部環境局水資源課 望月課長、密岡班長、小長井主査、亀澤主任、美濃部主任　　他
議　　題	（１）諮問内容、審議スケジュールについて （２）地下水取水基準等の見直しについて
配付資料	・令和７年度第１回静岡県環境審議会地下水部会　次第 ・座席表 ・静岡県環境審議会　地下水部会　委員一覧 ・静岡県環境審議会条例 ・静岡県地下水の採取に関する条例、同施行規則(本文) ・静岡県地下水の採取に関する規制地域及び適正化地域並びに取水基準(告示) ・「地下水の採取に関する規制地域及び適正化地域並びに取水基準」等の見直しについて　【資料１】 ・地下水取水基準の見直しについて　【資料２】

事務局　皆さんお集まりいただきましたので、開会させていただこうと思います。それではただいまから、静岡県環境審議会 令和７年度 第１回 地下水部会を開催いたします。初めに当部会は、８名の委員の方々で構成されておりますが、本日はリモートも含め過半数の８名の皆様に御出席をいただいておりますので、静岡県環境審議会条例第６条第２項の規定により、部会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは開会に当たりまして、くらし環境部 環境局 水資源課　望月課長よ

り御挨拶を賜ります。

望月課長　皆さんこんにちは。水資源課長の望月でございます。着座にて失礼します。

本日はお忙しい中、環境審議会地下水部会に御参加いただきありがとうございます。また、この度、部会の委員をお引き受けいただいて、重ねて御礼申し上げます。

この地下水部会は、審議会の中で常設ではなく、審議案件がある場合のみに開催する非常設の部会となっております。今回のような取水基準の見直しや条例の改正、そういった時に審議会の御意見を伺う必要がある場合に、臨時的に開催する部会です。

今回は、今年度と来年度２カ年かけまして、取水基準等の見直しということで、御審議いただく必要が生じたことから、休止していた地下水部会を再開させていただいたところでございます。今回御審議いただく取水基準等につきましては、静岡県地下水の採取に関する条例の第３条１項で指定します地域と、第４条１項で規定します取水基準を定めた県の告示であります。

現在の取水基準は平成 31 年３月に見直されたものですが、その前の見直しは平成 21 年の２月に行っており、概ね 10 年ぐらいで見直しを行っているというところでございます。県では、これまでの改定の経緯を踏まえまして、令和３年から６年までの４カ年で、地下水流動量解析調査等を行っております。今回の部会では、この結果等を踏まえまして、見直しの内容を御検討いただく形となります。

今回の見直しにあたっては、次回の見直しまで概ね 10 年ぐらいかかると考えておりますが、この 10 年の間に、地下水、水を取り巻く環境の変化を考慮する必要があると考えております。特に近年、急速な気候変動が起きており、水循環にも大きな影響を与えることが想定され、事務局としてもここに強い懸念を抱いているところでございます。

この気候変動により、表流水の利活用が大きく制限される事態、例えば河川水が取れなくなるような事態、特に河川水導水しております工業用水や上水道、農業用水などが、かつてない大規模な渇水に見舞われるなどの懸念があります。そのため、比較的に被害を受けにくいとされる地下水へのシフトがこれから発生する可能性があると考えております。

事務局である県としましては、県民の安心安全な暮らしを守り、また産業を衰退させないという観点で、今回の見直しにおいては、地下水利用の可能性の幅を可能な限り広げておく必要があるものと考えております。

地下水部会では、本年度から来年度、５回程度会議を開催する予定ですが、こ

の他にも作業の過程で生じた疑問等につきまして、個別に御意見いただく場合もあるかと思いますので、その時は御協力をお願いしたいと思います。
　本日、委員の皆様には、地下水に関する専門的なお立場から、また、実際に地域で主に産業面などで地下水に携わっておられる立場から、忌憚のない御意見、御助言をいただき、本県の地下水の適正な保全と適正な利用の両立を実現すべく、取水基準等の見直しの作業を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。本日よろしくお願いします。

事務局　望月課長、ありがとうございました。続きまして、第１回の部会になりますので、委員の皆様の御紹介をさせていただきます。事務局側から向かって左側奥から、静岡大学教授の木村浩之様です。

木村委員　木村です。どうぞよろしくお願いします。

事務局　そのお隣、常葉大学名誉教授、藤川格司様でございます。

藤川委員　藤川です。

事務局　そのお隣、常葉大学教授、山本早苗様でございます。

山本委員　よろしくお願いいたします。

事務局　本日リモートで出席されております、静岡県環境保全協会副会長の塩沢秀明様です。

塩沢委員　塩沢です。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局　よろしくお願いします。続きまして、事務局から右手奥側から御紹介させていただきます。静岡市環境局 環境保全課長、佐藤弘和様。

佐藤委員　佐藤です。よろしくお願いします。

事務局　そのお隣、浜名湖養魚漁業協同組合 組合長、外山昭廣様。

外山委員　よろしくお願いします。

事務局　そのお隣、丸富製紙株式会社 専務取締役、日向孝夫様。

日向委員　日向でございます。よろしくお願いいたします。

事務局　最後にそのお隣、静岡理工科大学教授、松本健作様。

松本委員　松本です。どうぞよろしくお願いします。

事務局　皆さんよろしくお願いします。今後の進行は着座で失礼させていただきます。それでは、次第の３、部会長の選出に移ります。本日最初の部会ですので、部会長の選出をお諮りいたします。部会長は静岡県環境審議会条例第５条第３項の規定により、部会委員の互選によるものとされております。どなたか御推薦いただけますでしょうか。

木村委員　はい。この分野で経験豊富な藤川先生を推薦いたします。

事務局　ただいま木村委員から藤川先生への推薦がございましたが、御意見等ありますでしょうか？それでは、藤川委員に部会長をお願いしたいと思います。それでは藤川委員に部会長をよろしくお願いいたします。ここからの議事進行につきましては、藤川部会長にお願いしたいと思いますので、部会長の席へ御移動をお願いいたします。

藤川部会長　藤川です。推薦されましたので、部会長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、次第の４、議題について進めていきます。御協力をお願いします。議題の(1)の諮問内容、審議スケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局　それでは資料の１の方で説明をさせていただきます。資料の１の２枚目を御覧ください。こちらは知事から環境審議会宛の諮問書になります。本諮問に基づき、９月４日に実施された環境審議会本会で審議された後、地下水部会に付託されているという流れになっております。

１の諮問内容ですが、諮問書にありますとおり、「地下水の採取に関する規制地域及び適正化地域並びに取水基準等の見直し」になります。

２の見直しの目的についてですが、(1)、地下水の持続的利用の推進として、社会情勢の変化に伴う県内の地下水利用の動向や、平成 30 年３月に改正された

条例の基本理念の趣旨を踏まえ、地下水の適正な利用の実施を図るということです。(2)、地下水環境に即した規制の内容として、地下水流動量解析調査を令和３年から６年までで行い、直近の地下水の実態が明らかになりましたので、地域の意見を参考にしながら、規制内容の見直しを行います。

３の見直しの概要ですが、(1)のアにありますのが、地下水の健全な水循環を確保し、有効に活用することを趣旨に、地下水の適正な利用を実施していきます。具体的には(2)のイ及びウにある、取水基準等と規制対象地域の見直しを行います。主な取水基準等の内容は下の表にあるとおりで、岳南地域のものを具体的に示してありますが、詳細の説明は今後の議事で説明させていただきます。

次にスケジュールですが、裏面の４のスケジュールを御覧ください。下段の表にありますが、今年度から来年度にかけて、地下水部会の審議を５回ほど予定しております。見直し案がある程度まとまった段階で、規制対象地域の市町の意見聴取やパブリックコメントを行い、調整をした後に最終的に答申いただき、県公報で告示をするという予定です。諮問内容と審議スケジュールの説明は以上になります。

藤川部会長　はい、ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問等はありますか。よろしいですか。リモートの塩沢委員はどうですか。よろしいですか。

塩沢委員　大丈夫です。

藤川部会長　はい。それでは、今後このようなスケジュールで部会における審議を進めていきたいと思います。続いて、議題の(2)の地下水取水基準等の見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局　それでは、(2)の地下水取水基準の見直しについて説明させていただきます。資料２を御覧ください。

内容が盛りだくさんですので、まず構成を先に説明します。スライドの１枚目が目次です。

１の「取水基準見直しの概要」がスライド番号２から７。

２の「地下水流動量解析調査の結果」がスライド番号８から 10。

３の「取水基準見直しの考え方（案)」がスライド番号 11 から 17。

４の「その他の見直し」がスライド番号 18 から 20。

最後に５の「今後の進め方」をスライド番号 21 で説明します。

それでは順に説明します。スライドの２から概要を説明します。スライドの２

を御覧ください。本県の地下水規制の経緯、条例や取水基準の内容などについてです。本県の地下水規制は、昭和 30 年代高度成長期の地下水採取量の増加に伴い、塩水化等の地下水障害が発生・拡大・深刻化したことが始まりです。地下水協議会の自主規制には限界があり、法的な規制を求める要望が高まったことで、昭和 46 年３月に「地下水の採取の適正化に関する条例」（旧条例）が制定されました。

この条例は罰則規定等が弱かったため、昭和 52 年度に罰則を規定した「地下水の採取に関する条例」（新条例、以下「地下水条例」）に全面改正した経緯があります。条例の目的は、地下水の塩水化、水位低下、地盤沈下などの地下水障害の防止を図ることであり、内容として規制地域の指定や届出義務、今回御審議いただく取水基準の適用などが規定されています。

取水基準等の内容は、条例の下の「告示」で定めてあり、(ア)から(エ)にある地下水の採取量、ポンプの吐出口断面積、井戸の深さ、規制地域などです。それとは別に「運用通知」で井戸間の距離を扱っており、これらが取水基準等になります。

次にスライドの３を御覧ください。こちらは地下水条例で指定している規制地域などの地図です。地域は大きく、過去に地下水障害が生じた「規制地域」と、生じるおそれのある「適正化地域」があります。規制地域は地図の赤枠で囲まれた５か所、適正化地域は赤枠の中で西遠地域を除く４か所です。また、地下水協議会の規約などで独自に指定されている青枠の「自主規制地域」が県内に 3 か所あります。以上が地域の分類です。

スライド４を御覧ください。こちらが取水基準見直しの目的と方針です。目的は、地下水条例の基本理念に規定される地下水の保全と利用の両立、そして地下水の利用状況や社会情勢の変化への対応です。方針として、まず地下水利用の変化によるものですが、左側にありますとおり、揚水量の減少や地下水障害が改善されたことを踏まえ、流動量解析調査の分析に基づき、実態に応じた見直しを目指します。

右側の社会情勢の変化によるものとして、令和３年度に改正された「水循環基本法」で地下水の適正な利用と保全が明記されたことや、令和４年度に制定されました本県の「水循環保全条例」、令和６年度に改正された国の「水循環基本計画」の中で、健全な水循環の保全の施策の効果的な推進や災害時の代替水源としての地下水等の活用推進が示されたことを受け、同様に実態に応じた見直しの実施を方針とします。以上が見直しの目的と方針の概要です。

次にスライドの５から７は、地下水の揚水量、井戸総数の変化、地下水障害の状況など現状のデータです。

スライドの５、地下水揚水量の変化ですが、規制地域が全て指定された 1980

年の届出量と 2024 年の実績を比べると、届出量で 61.6%、採取量で 29.4%と大幅に減少しています。

スライドの６、井戸総数の変化ですが、新設は平成 29 年度以降、年平均８件程度に対し、廃止の件数が新設件数の５倍と多く、全体として減少傾向にあることが分かります。

スライド番号７、地下水障害の状況ですが、地下水位は横ばいから上昇傾向、塩水化は回復傾向にあります。地盤沈下（年間 20㎜超）は近年発生しておらず、地下水障害は改善傾向にあることが分かります。以上が地下水の現状です。

続きまして、２の地下水流動量解析調査の結果について説明します。スライド８から 10 を御覧ください。県では令和３年から６年度にかけ、県内各地域で地下水の流動量や利用可能量の解析調査を専門業者に委託しました。スライド８が東部、９が中部、10 が西部の結果です。

ここでは地下水系ごとに「利用可能量」と、実際に汲み上げる「取水量・揚水量」を比較しています。「利用可能量」とは、米印にありますとおり、賦存量のうち地下水障害を発生・拡大させずに利用できる地下水の量、つまり地下水にどれぐらい余裕があるかを示す目安です。取水量・揚水量は実際に汲み上げる量です。この２つを比べることで、地下水のあまり具合や不足具合を把握できます。

図のピンク色の太い線が条例で指定する規制地域・適正化地域で、黒い線が今回の調査で用いた地下水系の範囲です。この黒い線の地下水系の範囲で利用可能量と揚水量を比較すると、図と表のピンク色で塗っている範囲は、揚水量が利用可能量を上回っていて余裕がない場合です。青色で塗ってある範囲は逆に、利用可能量が揚水量を大きく上回っており、比較的余裕のある場合です。

地域差はありますが、東部地域はピンク色で余裕のない範囲が多く、中部地域は青色で余裕のある範囲が多い状況です。西部地域は半々ぐらいで分布していることが分かります。この調査は 10 年前にも行っており、その時と比べると状況の変化が生じています。要因としては、気候変動による降水量の変化で地下水に染み込む涵養量が変わったこと、経済状況などで実際に汲み上げる揚水量が変化したことなどが考えられます。これらが総合的に作用し、10 年前と変化が生じているものと考えられます。以上が地下水流動量解析調査の結果です。

続きまして、スライド 11 から、取水基準の見直しの考え方（案）について説明します。

まず構成ですが、スライド 11 と 12 が「採取量」に関する基準、13 と 14 が「吐出口の断面積」、15 と 16 が「井戸深度（深さ）」、17 が「規制地域」、18 から 20 が「井戸間距離」についての基準です。

まず採取量の基準について、スライド 11 と 12 で説明します。スライド 11 を御覧ください。こちらは算定のフローです。利用可能量と実績の採取量を比べて、

緩和か現状維持か規制かを判定します。まず利用可能量と採取量実績の大小関係を比較します。左側のように利用可能量の方が多い、つまり地下水に余裕がある場合は、青い矢印に進みます。そこで採取量の実績が利用可能量に対して相当数小さいかどうかを確認し、小さいようであれば緩和、そうでなければ現状維持とします。この「相当数」は現時点で利用可能量の 1/2 程度と考えています。

フローの最初に戻り、右側のように利用可能量の方が少ない、余裕がない場合は、赤い矢印に進みます。そこで深刻な地下水障害（水位低下、塩水化など）が発生しているかを確認し、なければ現状維持、あれば規制となります。現状では深刻な障害はないため、規制となる可能性はほとんどないと考えています。以上が緩和か規制かの判定フローです。

次に、緩和となった場合の基準と採取量の計算方法の案を説明します。下の式は、岳南地域の規制地域⑦の例です。ここの現行の取水基準は 1 分当たり 0.25 ㎥です。この地域は利用可能量が 1 日 25,543 ㎥、採取量が 4,499 ㎥です。
計算方法ですが、単純に言うと、この利用可能量を採取量で割った倍数を、現行の取水基準 0.25 ㎥/分にかけるという考え方です。ただし、単純に倍率をかけると非常に大きくなる場合があるため、割り算をする前に利用可能量に 0.7 の安全率をかけ、安全率をかけた後の利用可能量で割るという形で算出します。安全率 0.7 は、平水年に対する渇水年の降水量割合がほぼ 0.7 であることから採用しています。

この計算で各地域の区域を算出した結果が、次のスライド 12 になります。スライド 12 を御覧ください。備考欄に「緩和」と記載した地域が、先ほどの計算をした数値を示してあります。利用可能量が採取量の実績に対して倍数が大きくなる地域があるため、赤字で記載された地域については、上限値を設けて抑える形を検討しています。上限値の案は後ほど説明します。また、茶色で示しているのは、計算結果が現行基準の最大値である 0.7 ㎥/分より小さい数字になった場合で、この場合は、その計算結果の数値を採用し、端数の処理は今後検討します。採取量の計算方法については以上です。

次に、ふたつ目の基準、吐出口の断面積について、スライド 13 と 14 で説明します。吐出口の断面積は、地下水を汲み上げる揚水設備の揚水機（ポンプ）の面積です。この基準については、断面積と汲み上げる採取量にある程度の相関があることが分かりましたので、その相関関係をスライド 13 の式で表しました。この相関により、Y 軸の採取量に対して X 軸の断面積を求めるという形で算出を試みました。この計算式で算出した結果が、次のスライド 14 になります。

スライド 14 ですが、こちらも先ほどの採取量と同様に、備考欄に「緩和」と記載した地域に計算した数値を示してあります。こちらもどうしても数値が大きくなってしまう地域が出てしまいますので、上限値を今後検討していきたい

と考えております。吐出口の断面積は、5㎠以下というのが現行の基準では一番大きいものですので、それ以下に計算値がなった場合は、その数値を使って端数処理をしていくということで考えております。以上が断面積の考え方です。

次にみっつ目の井戸深度につきまして、説明いたします。こちらはスライドの15、16についてですが、井戸深度について、まずお断りしておきますが、こちらは採取量や断面積の取水基準に比べると、非常にデータ量等も少なくて、考え方についてはまだ途中段階という状況です。それを前提に説明させていただきます。

まず井戸深度について、参考にした考え方がありまして、古い報告書なのですが、昭和43年から46年にかけて通産省で実施した地下水適正化調査という調査があります。この中で安全揚水量というものを算出して、それを基にシミュレーションモデルで帯水層別の安全揚水量の算定というものを考えております。帯水層というのは地下水を湛える層なのですが、その帯水層の中で安全に汲み上げられる量を算定していこうということで考えておりまして、スライド番号15の右下の方にある図と表、それからスライド番号16にある試算結果の数値は、資料が揃っている西部地域のものであり、例として挙げさせていただいております。

こういった地下水の適正化調査の結果がないような地下水系もありますので、それについてどうしていくかについては、今後、対応方法を検討していきたいと考えております。以上が井戸深度になります。

次にスライドの17を御覧ください。規制地域・適正化地域の見直しの考え方のスライドになります。こちらは今後、各地域の地下水協議会の意見を参考に、必要性について検討していくと書いてありますが、検討の例として、例えば複数の地下水系にまたがっている規制地域があった場合は、分割をしていくかというようなことを検討していこうかなということで考えております。

次にスライド番号18から20については、現状、運用通知で示しております井戸間距離の基準の見直しの考え方です。主にスライドの18の方で説明しておきますが、井戸間距離を簡単に言いますと、井戸の距離が近いと隣の井戸が汲み上げる地下水の量に影響を与えてしまうので、どのくらい距離を離すべきかという基準です。

井戸間距離と地下水位低下の関係性を模した図がありますが、これでまず簡単に説明しますと、赤い矢印をはさんで上下にふたつ図があると思いますが、上の図の井戸間距離、この細長い四角形が井戸ですが、それを下の図の井戸間距離に縮めていくと、縮めることで汲み上げる量に影響して、地下水位が今までの水位よりも下がってしまうということを表しております。

見直しの考え方として、まず採取量を増量すると、井戸の相互干渉が発生して

いく可能性があるということです。また、現行の井戸間距離の規制値が、後で説明する専門の式で求めた値よりも長くなってしまっている箇所もあるということを踏まえ、井戸間距離の規制の修正の検討も考えております。

検討方法としては、今申し上げた専門の式として「タイスの式」があり、この式の説明を簡単にしますと、地下水位を例えば 0.1m（10cm）と仮定した場合の≒井戸中心からの距離を求めるという、少し難しいですが、要は地下水位を 10cm 下げないで近づけられる距離は何 m になるか、ということを求めていく式になります。

見直しの内容として考えているのが、その下の「見直しの内容」の例１と例２ですが、例としては、現状はこの井戸間距離に地域別に断面積ごとで何 m 以上離しなさいという規定になっているのですが、その段階を１段階設けてはどうかというのが例１です。例えば現行ですと、区域①の地域は、吐出口断面積が 37 ㎠以下であれば 150m 以上、22 ㎠以下であれば 100m 以上と、このふたつの段階しかないのですが、ここで、もう少し揚水量が取れそうであれば、断面積を 52 ㎠以下まで延ばして、そのかわり井戸間距離を 250m 以上に延ばしてはどうかということを考えております。

あと、②の井戸間距離の基準の緩和ですが、先ほど申し上げたタイスの式で計算したところと現行の基準の距離を比べて、例えばタイスの式の方がもっと近づけるというようなことが出ていれば、それを近づけるというような緩和も考えております。詳細なタイスの式は 19 と 20 のスライドにありますが、専門的な内容なので説明は割愛します。この式を用いて検討していこうということを考えております。

最後になりますが、スライド 21、今後の進め方ということで、３つの段階がありまして、第一段階として、取水基準変更の採取量を計算して見直し案を作成する作業を行います。第二段階として、作成した地域ごとの見直し案について、協議会及び会員との協議を行います。第三段階で、見直し案に理解が得られた地域を対象に、地下水部会の方で審議をしていただき、答申していただくという形になります。長くなりましたが、取水基準等の見直しの説明については以上です。御審議をよろしくお願いいたします。

藤川部会長　はい、ありがとうございます。相当長い。これは絶対みんな分かんない。今後の進め方は分かりましたが、今日のゴールとしてはどこまでをやればいいのか、そこを教えてほしいです。井戸深度とか井戸間距離についてはまだ検討しているという話でしたので、今日のゴールはどこまでを検討すればよろしいですか。

事務局　はい。今日は細かいところの判断の決定というところは想定しておりませんので、大まかな考え方、特に取水基準で言うと最初の採取量と吐出口の断面積、こちら今、事務局で複雑な計算式を出させてもらいましたが、こんな考え方についてはどうかというところをまず御意見いただくというところをゴールと言いますか、まず御意見いただきたいと考えております。

藤川部会長　ありがとうございます。大体今日のゴールは見えましたので、ただいまの説明について御意見や御質問をお願いいたします。

松本委員　教えていただきたいのですが、地下水系という言葉を使われていますが、具体的にどういうものなのでしょうか。

事務局　地下水系というのは、専門的な話で申し訳ないのですが、今回の流動量解析調査で、解析するときに区画分けしている、実際に地下水が流れている水系という定義です。これが、先ほど条例での規制地域と適正化地域を説明しましたが、これとは全く違うと言いますか、条例で定められている地域というのが、結局、市境などを境界にしているので、それが地下水系とは合っていないところが割と多いという現状になっています。

松本委員　例えば河川だと流域で表流水が本線・支線の形で水系と認識できますが、地下の状態で地下水が流れている状況で、どことどこがつながっているか、システムになっているのかをどうやって確認するのですか。

事務局　御質問の件ですが、地下水系は地形や地質に加え、過去の文献を基に設定しています。10 年前の検討でも、さらにその前の検討でも同じ区分を使っています。

松本委員　文献というのは、例えば地質調査した結果、この帯水層とあの帯水層はきっとつながっているだろうという形でつくっているということですか。

事務局　県内ですと全域で地質平面図や断面図など、かなりしっかりした地質図が作られており、それを基に検討して設定しています。

松本委員　イメージ的にはどこかで取水すると、それが応答してどこかが変動するとか、そういう関連性があると地下水系というイメージを持っているのですが、実態としてそういうことをイメージされているということでいいのです

か。

事務局　地下水の応答というのは年によっても調査時期によっても変わるかと思いますので、詳細はモデルにて検討するのですが、そういう関連性のあるものを設定していると考えていただいて問題ないと思います。

松本委員　水系を分けているということは、あるところで地下水を取水すると、隣の地下水系には影響を及ぼさないというふうに、現象としては考えているということですか。実態は分からないとしても。

事務局　全くやり取りがないというわけではないのですが、過去のやり方と最新の地質の文献の結果をうまく考えるためには、この地下水系による区分が、最も集計上考えやすいだろうという風に考えました。

松本委員　その地下水系の中でクローズして考えても、現象として大丈夫だということですね。

事務局　場所によって少し違うところはありますが、基本的にはそうです。

藤川部会長　よろしいですか。これまでの調査で、地下水の賦存量調査とかそういったもので、相当、静岡県の地下の構造というのは分かってきていますので。シミュレーションも相当できあがっている、なかなかいいものができているので、まあ、業者さんが言うのは、そのとおりかなというふうに思っています。よろしいですかね。他に御意見はございますか。

木村委員　詳しくご説明いただき、ありがとうございました。資料２のスライド番号２の本県の地下水規制の経緯というところに「自主規制の限界、法的規制を望む声の高まり」とあります。一方、スライド番号３に青字で「自主規制地域（黄瀬川、東富士、浜名湖西岸）」との記載あります。この点は矛盾しているように見えますが、黄瀬川、東富士、浜名湖西岸地域の各自主規制地域は変更しないという解釈でよろしいでしょうか。

事務局　自主規制地域は、独自に協議会等で規制していただいておりまして、事前に意見を聞いているのですが、現時点では特に変更等の要望はないので、今の段階では見直しは考えていないです。

木村委員　それでは、自主規制地域の設定について、本部会では議論する必要はないという認識でよろしいでしょうか。

事務局　はい。

木村委員　承知しました。もう一点質問がございます。スライド番号 13 の吐出口の断面積と吐出し量の図についての質問ですが、これらのデータは、自噴式の井戸でしょうか、水中ポンプ等を使用した汲上げ式の井戸でしょうか、両方の井戸が混ざったデータでしょうか。

事務局　直近５年間の県に届け出されている井戸を対象に集計していますので、自噴も汲み上げているものも全て含めての数値となっております。

木村委員　ということは、汲上げ式の井戸の場合、ポンプの能力（出力）については、この図には反映されていないということでしょうか。

事務局　届け出の中にポンプの能力が記載されていますので、その値を用いています。

木村委員　ただ、この図は吐出口の面積と吐出し量のデータが反映されたものであり、ポンプの出力については反映されていないと思いますがいかがでしょうか。

事務局　自噴しているものについて、ポンプを設置していない場合には、届出されないので、過去５年間での届出はポンプがついているものと認識いただければと思います。

木村委員　この表のデータは、すべて汲上げ式の井戸のデータであり、自噴式の井戸のデータは含まれていないということですね。

事務局　はい。

木村委員　承知しました。そこで、質問がございますが、ポンプの出力（ｋW）というデータがないと、吐出し量から吐出口の断面積を推定することは不可能ではないかと思いますがいかがでしょうか。ポンプの出力のデータも考慮する必要があるのではないかと感じました。いかがでしょうか。

事務局　現時点として、取水基準の中にポンプの能力というのが規定されていなくて、別紙でお配りしている取水基準を見ていただければ分かるのですが、一番下に取水基準を添付しています。その中で規定しているものが、現状では、揚水設備の揚水機の吐出口の断面積と、揚水設備により採取する地下水の量と、揚水設備のストレーナーの位置、この３つというところで、今回はポンプの能力というところは議論に上がっていない部分ではあるのですが。

木村委員　結果として揚水量のデータを見ておけば問題ないであろう、という考え方ですね。

事務局　そういう考え方です。

木村委員　分かりました。ありがとうございます。

松本委員　木村先生の質問に関連するんですけど、その断面積を議論しなければいけない理由がよくわからなくて。最終的に取水量で制限しているところをコントロールすればよいはずで、なぜ断面積が必要なのでしょうか。

事務局　確かにですね、水量で規制するというのが一番ストレートだと思います。昔のことでよくわからない部分もあるのですが、ある程度見える形で規制をしたかったのではないかと考えています。径で縛るというのが一つの、その見える形だったのではないかと思っています。ただ、この径で規制するということを今後も続けていくかということは、一つ考えどころなのかなと思います。あくまで我々が縛りたいのは量ですから、細いポンプでも能力を高めて水が多く出るようにすれば、それはそれで何の問題もない形になると思うので。ただ、一般的なポンプの能力だと、おおむね、このくらいの径だろうというところで、おそらく径で縛っている形になっていると思います。ですので最終的にその量をある程度明確に確認できるのであれば、径で縛る必要はないのかなということが一つの考え方としてあると思います。

事務局　一番経過が長い岳南地域について、県の条例で規制する前から岳南地域では独自に規制がされており、その時にはまだ吐出口の断面積の規制はありませんでした。県の条例（旧条例）を昭和 46 年に設定して、それに基づいて取水基準を定めたときから径があったという感じで、何故そこで径を加えたのかというのはわかっていないです。

木村委員　スライド番号８～１０の「利用可能量（m^3/日）」の算出方法について、簡単に説明をお願いします。

事務局　今日の資料にはないのですが、10 年前も利用可能量というのは出していて、基本的には 10 年前の平成 27 年度前後にやられた調査と同じやり方で出しています。やり方自体はそこまで変えていないのですが、利用可能量の値自体は令和３年から６年で出した結果と、10 年前に出した結果というのは少し変わったものになっているというのは事実です。なぜ利用可能量が変わってしまうのかという話なのですけど、利用可能量はこちらのフローのとおり算出しておりまして、基本的には地下水系ごとに基準水位というものを設けまして、その基準水位ごとに利用可能量を出す仕組みになっております。その基準水位を地下水系ごとに、例えば地下水能だったら地下水位、水平流動量だったら流動量という形で全部同じで設定できればいいんですけれども、基準水位の設定の仕方というのが地下水系ごとに違うというのがまずひとつあります。

例えば、ある場所の地下水位が基準水位以下になる条件というのは、10 年前の地下水位の条件と、今回の地下水位の観測データとでは変わっていますので、同じ条件で同じように利用可能量を出したとしても、利用可能量は違うということもあります。先ほど事務局の説明にもありましたが、雨の条件が変わって、設定する基準水位が変化したり、揚水量などが変わってきた状況のデータをモデルに反映した結果、今回の利用可能量が出ていると理解していただければいいのかなと思います。

藤川部会長　10 年前の利用可能量というのが今より多かったということですね。私は 10 年前の地下水部会にも関わっていたのですが、このピンクの余裕のない部分というのは相当増えているのです。特に東部地域、それから西部地域ですかね。これは要するに揚水量が利用可能量に近づいてきているという地域が非常に増えていると。10 年前にはこんなにピンクの余裕のない部分というのはなかったわけですから、こうなったのはどうしてかなということを明らかにしていかないと次に進めないかなという風に思います。

事務局　おっしゃるとおり 10 年前と比べると余裕のないエリアというのは広がっているのかなと思います。求めた利用可能量と実績の揚水量の比較でありますけれども、利用可能量は計算した時までの観測値に基づいて求められる量で、揚水量のほうが、その時々の揚水の条件によって変わる量なのですけども、その関係性というのが、10 年前に比べて気象条件の変化等によって変わってきたと

いうのは一つ言えるかなと思います。

日向委員　揚水量は減っているんですよね。10 年前に比べて。

事務局　そうですね。

藤川部会長　先ほども話にありましたが、揚水量はものすごく減っている。井戸の数も減っているんですね。それでなんでピンクのエリアが増えるのかというのが気になります。

事務局　揚水量と井戸の量も減っていますが、雨の量も減っているということですかね。

松本委員　井戸の量が減っているという話だったと思うのですけども、井戸というのは、すべからく基準無しで、大きさは関係無しですべてピックアップしているのですか。それとも、どの大きさ以上だったら井戸としてカウントするという基準があるのでしょうか。

事務局　条例上で届け出対象となるのは断面積が 14 ㎠以上となっています。

松本委員　井戸間距離の検討の部分なのですけど、井戸間距離というのは要は取水量の中の関数というか、どのくらいとったらどのくらい離さないといけないという、従属的に決まっていく話なのですか。取水量が変わったら、井戸間距離も応答して変更していくという認識でいいのでしょうか。

事務局　おっしゃるとおりですね、取水量が増えたのに井戸間が今のままだと意味がない、ということで、（取水量の増加が）あれば、また一段階離すということです。

松本委員　逆はないということですよね。井戸間距離にこういう制約があるから、それによって取水量が影響を受けることはなくて、取水量から決めて、従属的に決まっていく、そういう認識でいいですか。

事務局　そうですね。井戸間から考え出すというのは、（取水量の様に）利用可能量と比較するといったような材料がないですね。

事務局　ただ取水基準等によって、口径ごとに井戸間距離の設定がありますので、ここには現状一番大きい断面を書いているんですけど実際は断面積ごとに井戸間距離が決められてますので。ですから、もう少し断面積を小さくすれば、もう少し近づけられるというようになると思います。

事務局　断面積ごとに何ｍ以上離すというようになってまして、例えば、岳南規制地域①の区域では 37 ㎠以下の断面積では 150m 以上離しましょうというような形になっています。

松本委員　これに一つ思うのは断面積縛りでいいのかなという疑問がありますね。要は取水量縛りであるべきではないのかと。

外山委員　養鰻の方なのですが、水量的に昔と比べるとかなり減っております。昔は養鰻池では流水式の飼い方、半流水とか、そういう飼い方をしていました。ところが今は取水式とか、循環濾過という形で、水量は使っていません。ただ使うのは、池に水を溜める時とか、池替えして新しい水を入れる時です。その時に量が欲しいと。ですから、量的には使っていないのですが、その時に管が小さいと、これが１日かかりとか。それを１日に２面、３面やる場合に、ある程度（管が）太くないとできないということで、細くされると今の段階だと。ただ、今までの井戸があるものですから、何とかできているのですが、代替の井戸になった場合は２インチとか小さくなってしまって、水量が一時的に欲しい時にないと。トータル的には量は使っていないという感じで、その辺も考えてもらわないと、うちらは商売上がったりというか。この辺はみんな、業界全体、まあ少ないですけどね、今は。昔は 600 から 700 軒ぐらい静岡県内にあったんですが、今は 60 軒ぐらいですか。ですから地下水を使うのは少なくなっています。ただ集中的に使いたいものですから、その吐出口を太く使えるような形、新設の場合、代替もそうですよね。代替も細い管になってしまうものですから厳しい。だから無理やり昔の太い井戸を使っていると。ですからその辺も少し考えていただきたいなと。

藤川部会長　なるほど、そうすると断面積も必要ですね。

事務局　今の外山組合長の御意見で言うと、単純に１分当たり何㎥までっていう規定ではなくて、波と言いますか、頻度みたいな、そういうものですよね。

外山委員　そうですね。非常に使う時と、普段はそんなに使ってないです。取水

式というか循環濾過という形で水が足りない、ちょっと少ないなという時にちょろちょろっと入れている分で、日の量的にはたいしたことないです、全然。水道水入れているようなもんです。

事務局　今言われましたね、池の水を入れ替える頻度、年間何回ぐらい入れ替えるのですか。

外山委員　月に３、４回は入れ替えます。

事務局　結構な頻度なんですね。

外山委員　ただ、100 坪とか、そのぐらいの感じですけど。多くても 300 坪ぐらい。まあ、それが 100 坪が５面あれば、５面変えなければいかんという感じだけど、水量的には本当は昔と比べると使ってない、平時は。ですからそういう時だけ使っているということです。

事務局　考え方として、ある程度期間を区切った総量規制みたいな、そういう考えだとまとまりますか。例えば１ヶ月当たり何トン水を使いますみたいな形で。今、毎分何トンとしてしまうと、当然足りなくなってしまう話なんですけど、総量である程度の期間で考えればまとまりますか。

外山委員　養鰻場って、ほとんど隣とくっついてないです。病気がうつってしまうということで嫌がって、もうそばにはいない。

事務局　少しまた、そのあたりは検討させていただきたいなと思いますので。先ほどの口径縛りと揚程縛りというところも含めて、少し変えるとなると、かなり大きな変更にはなるんですけど、そのあたり少し考えてみたいなと思います。

日向委員　私は製紙会社なのですけれども、うちの会社は家庭紙というトイレットペーパーを作っている会社です。この業界では、水は１トンの紙を作るのに 100 倍の、100 トンの水を使います。年間に全国で 100 万トンぐらいトイレットペーパーを作るのですけれど、そのうちの 1/3 が静岡県、更にその 1/3 がこの岳南地域になります。トイレットペーパーも装置産業ですので、24 時間、１年間ずっと同じ生産量で作り続けますので、波がないんですね。１日同じような水量を大量に使います。

今、大体メーカーによって違いますけど、必要な水に対して規制をかけられて、

工業用水がだいたい２割から４割ぐらい、多いところだと半分ぐらいの工業用水を使って生産をしているような状況ですので、今の許可が減ってきて、使う水の量もだいぶ今、家庭紙の場合は 10 年前と生産量変わらないんですね。ただ大手の板紙だとかそういうところがマシンを止めて工場を閉めてますので、そこの部分が、大手のところは水がすごく余っているんですけど、家庭紙を製造しているのは中小メーカーが多いものですから、そこはほとんどもう水が足りないような状況で、本当ならもっと使いたいです。ですので、この規制のところも、できればもっと許可があれば、緩めてほしいという業界としてはそういう考えがあります。

藤川部会長　岳南地域は最も濃いところですね。

塩沢委員　すみません、一点質問よろしいでしょうか。今、この 13 ページのところで、エリアによって相関式が変わってきそうな感じがするのですが、そこは水系ごとに算出をされるということなのでしょうか。

事務局　エリアとして特に変化があるということではないと思うのですが、おそらくポンプの能力がある程度、飛び抜けて能力の高いポンプもおそらくないだろうし、全然弱いポンプもないだろうという、ある程度そのポンプの能力に縛られているのかなという感じはするのですけれども。

　我々は量で縛るというのが基本的だと思っているのですが、それを断面積に換算するとどの程度なのかという目安を知るためにこの相関図を作りました。これは基本的にはポンプの能力だと思っていただければ結構なので、ポンプの能力にある程度の幅があるというのが、ここに示されているものなのかなと思っております。それは地域差があるかというと、特段地域で考えられるものではないのかなと思っております。

塩沢委員　そこは検証済みということでよろしかったでしょうか。

事務局　特に検証ということはしていないです。単純に量と断面積の関係なので、そこに何が絡んでくるかというとポンプの能力だと思うんですね。その能力に結果的にこれだけの開きがあるというところしかないのかなと思っております。

塩沢委員　承知いたしました。ありがとうございます。

藤川部会長　他に御意見はございますか？はい、どうぞ。

佐藤委員　今後、検討ということだと思うのですけれど、11 ページのスライドのフロー自体は妥当な考えではないかなとは思うのですけれども、その中で数字として出てきている「安全率」と「相当量 1/2」というところについてです。今日の最初の話でもありましたが、昨今の雨の降り方がだいぶ極端な降り方、降らない・降るというところがあって、この雨量もおそらく平水年と渇水年ということで算出されたのかなと。一体、平水年というのは何年分のことを言っているのか、渇水年も過去何年間の分でこの安全率の 0.7 が出てきたのかというところを少し知りたかったという点と、今後、今回の検討で５年なり 10 年、変更しないとなった時に、今のこの考え方でいいのかどうかというところに不安があるものですから、その辺のお考えを教えていただければと思います。

事務局　安全率を求めた平水年と渇水年ですが、データのほうは確認してまた御紹介します。先ほど申しあげたように、単純な降水量の量だけのベクトルと言いますか、軸だけではなかなか正確な把握は難しいものがあります。降った水がどれだけ涵養して染み込んでくるかという部分が地下水に影響を与えるので、近年、線状降水帯ですとかゲリラ豪雨のように集中的に降って、急激に晴れて蒸発してしまうような降り方と、長時間しとしとと降るのとでは、例えばトータルで同じ 100㎜ 降水量があったとしても、地下に染み込んでいく涵養量は全く性格を異にします。そのあたり、一律に数字だけで見てしまうのは危険だということもあり、まず利用可能量をそのまま倍率として出すと非常に大きくなってしまうため、何か妥当な率はないかと探し出した結果なのですが、なかなか妥当なものが見つからず、割られる数（利用可能量）をまず補正して少なめに見ようということで安全率をかけたという経緯です。ただ、それでもやはり上限値を設定しないと大きな数字になってしまいます。

そういった計算上のテクニック的なところと、実際の本質的な部分ですね、先ほど御疑問を持たれた、降水量であれば降水量自体ではなく、涵養に影響するプロセス、そういったものの考え方を一度整理して、これがどの程度影響を及ぼしていくかということも、ある程度、動きや流れを把握して考えていく必要はあるのかなと思いました。

相当量 1/2 のほうですが、こちらは特に根拠はなく、前回の見直し時も、利用可能量と取水量が２倍以上のところを緩和の対象にしようということでありまして、数字的な根拠はなく、２倍あれば余裕があるだろうという、その程度の考えです。

佐藤委員　ありがとうございます。規制する時も緩和する時も、根拠に基づいた対外的な説明の時に必要かなと思っています。ただ、安全率とか相当量というのは、確かにお話のとおり、説明を聞いた方々が妥当だと思っていただければいいとは思うのですが、何故かと疑問を問われた時に説明ができないと少し困るので、こういう考え方で、というその考え方があればいいのかなと思っております。

藤川部会長　ありがとうございます。

山本委員　社会科学の専門で、今回の論点と直接関係ないところもありますが、地下水と先ほどの採取量そのものではないのですが、規制や緩和のところに関して一点お伺いしたい点がありまして、その地下水の規制ということを考えた時に、従来の産業に対してではなくて、新しく外国のものも含めてですね、デベロッパーによるいわゆる飲料水の汲み上げに対する規制というのが非常に大きく、そこから地下水規制というのが大きな全国の流れになっていた部分があったかなと思うので、その緩和というのが結構意外なところがありまして、そうした将来的なリスクに関してどういうふうに検討されておられるのかということを一点お伺いしたかったです。

あともう一点は、今回の資料１のところの見直しの目的の１つ目が持続的利用の推進や適正な利用の実施と書かれておりまして、その採取量を増やして、水量として有効に利活用するということだけではなくて、冒頭の挨拶にもあったようにですね、防災的な観点、特に防災井戸も含めてですね、災害時の対応ということを考えますと、今回の資料２の６ページでかなり多くの井戸が廃止されておりますけれども、これら廃止されたものはすべて埋められてしまっているのでしょうか。使えなくなってしまっているのでしょうか。こうした廃止されたものの利活用がどの程度可能なのかどうか、災害時においては非常に多くの場所にこうした生活用水として使える施設があるかどうか、そして実際に使える状態にあるかどうかがポイントになってくるかと思いますので、そうした点についてもどのような状況にあるのか、そして利活用していく方針はないのかということも含めて、少し水量だけではないところでの議論ということもあっても良いのかなというように感じました。以上２点です。

事務局　見直しの考え方として緩和の方向で考えてはおりますが、先生がおっしゃったように将来的にどうなるかという不安の要素もあると思います。そのあたりは、地下水障害の状況というのは常に見ておりますので、そのデータで状況を把握していくということがまずは大事だと思います。現時点では緩和してもよいという考えを持ってはいますが、気象状況とか将来的に温暖化等が想定

しているスピード以上に早く起きる可能性も考えられますので、そうした時に、これは少し緩和に舵を取りすぎているなというようなことであれば、そこでまた修正していかざるを得ないのかなと思います。将来予測の部分は難しいところはありますが、まず行政としてできるのは地下水障害の把握・監視ですので、現状把握を確実にして、それをもとに分析をどれだけ近づけられるかを努力していくという形になるのかなと考えております。

山本委員　例えば富士山麓の一部だけを厳しくしたり、用途を区切ってもいいのではないかと思いました。

事務局　廃止の井戸についてですけど、廃止の要件が、ポンプを取り外す、埋め戻す、あと吐出口の断面積 14 ㎠以上というのが地下水条例での届け出義務になってますので、それ以下のものにするというのが廃止の井戸になります。そのため、中には埋め戻してしまっていて、もう使えない井戸もありますし、県の条例の届け出対象ではないものの、埋め戻してなくて使える井戸というのも存在はしております。

山本委員　県で調べられている防災井戸というのは、普段も日常生活上で使われていて使えるもので、廃止の井戸は入っていないという理解でよろしいでしょうか。

事務局　災害用の井戸というのは基本的に市町で登録しているのですけれど、そういったものは通常使っている井戸がほとんどだと思います。井戸は使っていないと中が錆びてきてしまってですね、メンテナンスしないと使えない状況になると思いますので、基本的には使い続けているものというのが条件なのかなと思います。どうしても定期的に中のストレーナーの部分を掃除しないと、錆びて使えなくなってきてしまうのかなと認識しております。先ほどの、緩和しすぎるというところの懸念ですけど、新しい産業として大きく水を使うということも、どのようなものがあるのか、私もあまり詳しく確認はしていないのですけれど、基本的に緩和するにしても、先ほどの計算で出すとかなり大きく緩和になる可能性があって、それだとやりすぎだねということがありまして、キャップ（上限）をこれから決めていこうと思っています。先ほどの断面積でいきますと、あまりにも急に直径１メートルまで緩和ですということはないと思うので、そこのキャップ（上限）をいくつにするかというのはこれから決めていこうと思ってます。その上で使っていただくことはいいと思うのですけど、それが、この先 10 年この基準でという話をしたのですけれど、あまりにも問題があって地下水

障害が起きてしまうようだと早めに見直しをもう１回かけて、規制に舵を切るということも必要なのかと思っております。

藤川部会長　ありがとうございます。他に御意見はございますか？

木村委員　スライド番号 18 に井戸間距離に関する考え方（案）が記載されています。例として同じ深度の井戸での事例を説明されていますが、二つの井戸の深度が変わると、シナリオが全く変わってくると思われます。深いところからたくさんの揚水してしまうと、浅い井戸の地下水が枯れてしまう。その考え方が入ってないので心配なのですが、いかがでしょうか。

事務局　今、先生がおっしゃっているのは垂直での干渉ということですね。これは水平面だけのことですね。

木村委員　そうです。深い井戸から大量の地下水を引き上げると、浅い井戸の地下水位に大きく干渉するのではないでしょうか。

事務局　干渉する。

木村委員　干渉するのであれば、井戸の深度についても考慮しないと井戸間距離を決定することは難しいのではないでしょうか。

藤川部会長　またそれと井戸深度の前の、一つ前の井戸深度としても絡みが出てくるのかなということですね。

事務局　基本的に井戸深度を規定しているので、ある程度の深さよりも深いところで取ってくださいということにしているので、だいたいその深度、帯水層で同じく水を取っているのかなという認識です。当然深いところに水がたくさんあるからということで、自分の家で深く掘っている人や規制の区域対象外のところでもっと浅く掘っている人などもいるかと思うのですけれども、基本的にはほぼ同じ帯水層で皆さん取っているのかなというイメージは何となく持っています。このタイスの式がおそらく、同じ帯水層でしか判断できないですよね。ですので、タイスの式をつかうとある程度同じ帯水層で取ったという前提での判断しかできないのかなと思っています。

木村委員　静岡は、千葉や東京といった地域と異なり複雑な地層をしています。

駿河湾から海洋プレートが沈み込んでおり、複数の断層が存在し、単一の帯水層から地下水が揚水されているという地域ではないと思われます。地下水の起源となる帯水層の捉え方についても、心配があります。

事務局　実際井戸の深さの想定もそうなのですけれど、やはり我々が想定した深さだと、そこに帯水層がない場合が結構あったりして、それはいろいろな地域の方からそういった意見をいただいているところがあります。

木村委員　特に、静岡の地下構造は単純には理解できません。これらの地域の帯水層は複雑に入り混じり、断層も数多く存在します。富士川の河口域は断層地帯です。井戸の深度データはあると思いますので、もう少しこれらのデータを見た方がよいと思います。

事務局　やはりこの井戸間距離についても、タイスの式で計算したのですけどこれで計算するとですね、かなり大きく数字が出てしまうようなところもあってですね、実際にその距離を計算してみると１㎞離さないといけないようなデータもあってですね、これをそのまま使うには現実的に厳しいのかなといったところがありますので、これについては今後また検討していきたいと思っています。

藤川部会長　井戸間距離について、新しく掘ったときの影響圏ということで調査していると思うんですけど、これについての資料というのはあるのですか。

事務局　影響の調査というのはしてないですね。

藤川部会長　掘ったときに必ずしていると思うんですけどね。

事務局　県に届け出してもらっているときは、地質柱状図は出してもらっているんですけど、掘ったときの影響圏までは出してもらっていないです。

藤川部会長　揚水試験はやるでしょう。揚水試験をやれば影響圏はでる。

事務局今言ったのは、新しく掘った井戸の揚水試験をしたときに、周辺の井戸に水位低下があるかという調査をしているかどうかということですか。

藤川部会長　観測井を決めて、水位の低下を見るわけです。その本体自体で行う

場合もあるが、その横にあるものを見る。それで影響圏というのはある程度分かる。

事務局　観測井戸を設けているのが、市町の水道事業の場合は取水基準が適応されないことになっているので、そういう場合には観測井戸を設けて揚水試験を行って水位低下がどの程度ということを出していただいてるのですけれど、他の新設の井戸についてはそこまで県に届け出することにはなっていないのが現状です。ですので、実際は井戸業者さんはされてるとは思うのですけれど、その資料が現状、県にはない状態です。

藤川部会長　影響圏の調査はしていると思いますよ。どれだけ水をくみあげられるかという参考になるわけだから。

塩沢委員　失礼いたします。先ほどの質問にもありました、４ページのですね、社会情勢の変化ということで、災害時の代替水源としての地下水の利用、活用推進とありましたが、これがどのような形でこの５ページ以降に反映されているのかというのが、正直少しよく分からなかったところがありますので、そこをまた御説明いただけるとありがたいなと思いました。

事務局　ありがとうございます。能登半島の地震を受けまして、やはり、この災害時に地下水の利用というのが非常に重要視されるようになってきておりまして、例えば工業用水も井戸を使っているところ、そういったところもですね、災害時に生活用水として使うことが可能かなと思いますので、そういった意味で地下水の利用というのがこれから見直されてくるというところで、代替水源という形で書かせていただいております。

塩沢委員　分かりました、ありがとうございます。緩和というところに反映されているわけではないと理解いたしました。

藤川部会長　はい、ありがとうございました。御意見のほうはよろしいですか。もう時間もきてますので。よろしいですかね。　特にないようでしたら、以上をもちまして部会長としての役割は終了させていただきます。御協力ありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しします。

事務局　藤川部会長ありがとうございました。最後に全体を通しまして、何か、御質問等ございますでしょうか。一点だけ事務連絡ですが、次回の地下水部会で

すが、先ほどのスケジュールでも御説明申し上げたとおり、年明け１月を予定しておりますので、事前に皆様の御都合を確認させていただいた上で、開催日のほうを決めさせていただきたいと思います。また、今回、事前の調整が非常に不十分で申し訳なかったものですが、個別にまた御相談等をさせていただく可能性がありますので、よろしくお願いしたいと思います。それでは、以上をもちまして、静岡県環境審議会 第１回 地下水部会を終了いたします。本日はありがとうございました。